

大規模な太陽光発電所に係る鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正について

令和元年 8 月 20 日
環境立県推進課

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正し(令和元年 7 月 4 日公布、10 月 1 日施行)、対象事業に太陽光発電所を追加したことに伴い、その規模要件を定める等、規則の改正を行ったので、その概要を報告する。

1 条例アセス対象となる太陽光発電所の規模要件の設定

- (一般地域) 敷地面積 20ha 以上
- (特別地域) 敷地面積 10ha 以上

<指標>

- 太陽光発電所の設置等に伴う環境影響は、発電出力より土地造成等の面的開発に係る側面に大きく左右されると考えられるため、太陽光発電所の敷地面積(ha)を指標とした。

<規模>

- 県内の大規模な太陽光発電所の状況及び先進県の例を勘案し、敷地面積 20ha 以上を水準とした。(先進県と比較して最も厳しい水準。法対象事業の規模要件は 4 万 kW(100ha 相当)以上。)
- 特別地域における規模要件は、一般地域の1/2(敷地面積 10ha)とした。

2 特別地域の設定

対象事業の種類ごとに規則で定める特別地域として、ハマナス自生南限地帯(全事業共通)及び森林区域(森林法第2条第1項で規定される森林)を設定した。

3 その他関係規定の設定

条例においては、方法書の提出から工事着手までの間に事業規模等を修正・変更しようとする場合には、規則で定める軽微なもの等を除いてアセス手続きの再実施が義務付けられている。再実施を要しない軽微な修正・変更の要件を設定した。

(軽微な修正・変更の要件)

対象事業実施区域の面積(敷地面積)が 10%以上かつ 5ha 以上増加しないこと

4 改正スケジュール

- (公布) 令和元年 8 月 9 日
- (施行) 令和元年 10 月 1 日

5 パブリックコメントの実施結果

- (1) 意見募集期間 令和元年 6 月 7 日(金)から 6 月 26 日(水)まで
- (2) 意見総数 延べ 8 件(3 名)
- (3) 応募意見の反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部反映を含む)	-	
既に盛り込み済み	3	・規模要件は妥当である。(3)
今後の検討課題	2	・条例対象外の小規模な事業においても簡易な環境アセスメントが行われても良いのではないかと。 ・県内の大規模な太陽光発電所の規模別件数を考慮すると、もう少し小規模な敷地面積の案も検討してはどうか。
対応できない	-	
その他上記に 分類できないもの	3	・改正案に賛成である。(2) ・山林や斜面の開発を伴う場合も多く、その場合は土砂流出や濁水発生、景観等への影響が大きいので、土砂流出等を防止してもらいたい。
計	8	

(4) 意見を受けた対応

いただいた意見は、規模要件が妥当であるという意見又はその適切な運用を求める要望など既に盛り込み済みのものが主であることから、改正案の修正は行わないこととした。

なお、より小規模な事業に関する意見については、国が小規模事業を対象とした簡易な環境アセスメントに関するガイドラインを策定することから、まずはその動向を注視していきたい。

<資料1> 先進県における規模要件等との比較

県名	別表第1(第2条関係) 【地域区分】	別表第2(第3条関係) 【第1種事業の規模要件】	別表第3(第20条関係)・別表第4(第31条関係) 【再アセスを要しない要件】	備考 【特別地域等の具体】
鳥取県	一般地域	敷地面積 20ha 以上	敷地面積の 10%未満かつ 5ha 未満の増加	—
	特別地域	敷地面積 10ha 以上		<p><全事業共通> 国立公園、国定公園、県立自然公園の特別地域、 県自然環境保全地域、鳥獣特別保護地区、ハマ ナス自生南限地帯 <太陽光のみ> 森林（森林法）</p>
大分県	なし※	敷地面積 20ha 以上	敷地面積の 10%未満かつ 5ha 未満の増加	※工業地域及び工業専用地域以外の地域
岡山県	なし	土地形質変更面積 20ha 以上 又は樹木伐採面積 20ha 以上	面積の 20%未満の増加(準備書記載事項の修正) 面積の 10%未満の増加(評価書公告後の変更)	—
山形県	普通地域	敷地面積 50ha 以上	敷地面積の 10%未満かつ 5ha 未満の増加	—
	特別地域	敷地面積 20ha 以上		<p><全事業共通> 国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環 境保全地域、鳥獣特別保護地区、保安林、風致 地区、県里山環境保全地域</p>
静岡県	なし	敷地面積 50ha 以上 又は森林伐採面積 20ha 以上	敷地面積 10%未満かつ 20ha 未満の増加 森林伐採面積の 10%未満かつ 8ha 未満の増加 特定地域の面積の 10%未満かつ 2ha 未満の増加	—
長野県	なし	敷地面積 50ha 以上	敷地面積の 10%未満かつ 10ha 未満の増加	—
山口県	なし	敷地面積 100ha 以上	敷地面積 10%未満かつ 20ha 未満の増加 森林伐採面積の 10%未満かつ 8ha 未満の増加	—

環境立県推進課調べ

<資料2> 法及び条例における対象事業と規模要件一覧

事業の種類	環境影響評価法		鳥取県環境影響評価条例	
	第一種事業	第二種事業	一般地域	特別地域
道 路	高速道路	すべて	—	—
	首都高速道路等	4車線以上のもの	—	—
	一般国道	4車線、10km 以上	7.5km 以上 10km 未満	} 4車線、7.5km 以上 又は2車線、15km 以上 (農林道も含む)
	国道以外の道路	—	—	
	大規模林道	幅 6.5m、20km 以上	幅 6.5m、15km 以上 20km 未満	
河 川	ダム、堰	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	湛水面積 100ha 以上
	湖沼水位調節施設	変更面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	変更面積 100ha 以上
	放水路	変更面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	変更面積 100ha 以上
鉄 道	新幹線	すべて	—	—
	在来線	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満	10km 以上
飛行場 (滑走路)	新設	2500m 以上	1875m 以上 2500m 未満	2500m 以上
	延長	500m 以上	375m 以上 500m 未満	500m 以上
発電所	水力	出力 3 万 kW 以上	2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満	出力 3 万 kW 以上
	火力	出力 15 万 kW 以上	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満	出力 15 万 kW 以上
	地熱	出力 1 万 kW 以上	7500kW 以上 1 万 kW 未満	出力 1 万 kW 以上
	原子力	すべて	—	—
	風力	出力 1 万 kW 以上	7500kW 以上 1 万 kW 未満	出力 1500kW 以上
太陽光	出力 4 万 kW 以上	3 万 kW 以上	敷地面積 20ha 以上	敷地面積 10ha 以上
廃棄物最終処分場	埋立面積 30ha 以上	25ha 以上 30ha 未満	埋立面積 25ha 以上	埋立面積 18ha 以上
公有水面埋立及び干拓	50ha 超	40ha 以上 50ha 以下	50ha 超	40ha 以上
土地区画整理事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上	50ha 以上
新住宅市街地開発事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	—	—
工業団地造成事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上	50ha 以上
新都市基盤整備事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	—	—
流通業務団地造成事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上	50ha 以上
宅地の造成事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上	50ha 以上
港湾計画	埋立等区域 300ha 以上	—	—	—
廃棄物処理施設	ごみの焼却	-----	100t / 日以上	75t / 日以上
	し尿処理	-----	100kl / 日以上	75kl / 日以上
工場の新築、増築	排水	-----	1 万 m ³ / 日以上	7500m ³ / 日以上
	排ガス	-----	4 万 Nm ³ / 時以上	3 万 Nm ³ / 時以上
ゴルフ場又はスキー場	-----	-----	50ha 以上	37.5ha 以上
レジャー施設(ゴルフ場、スキー場を除く)	-----	-----	75ha 以上(土地変更区域に限る)	50ha 以上(土地変更区域に限る)
岩石等採取事業	-----	-----	50ha 以上	37.5ha 以上
大規模畜産団地造成事業(草地造成を含む)	-----	-----	75ha 以上	50ha 以上
複合開発事業	-----	-----	明文化	明文化

<資料3> 条例における特別地域の設定

事業の種類	すべての事業に共通の地域	事業の種類によって対象とする地域(規則による規定)
<ul style="list-style-type: none"> ・道路(4車線以上の新設・4車線以上の改築) ・鉄道及び軌道 ・飛行場 	<p>(条例による規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園 ・鳥取県立自然公園条例の規定により指定された特別地域 ・鳥取県自然環境保全条例の規定により指定された県自然環境保全地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○・小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 ・保育所、幼保連携型認定こども園 ・病院及び患者の収容施設を有する診療所 ・上記施設の周囲1kmの区域 ○ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
<ul style="list-style-type: none"> ・ダム、堰、湖沼水位調節施設及び放水路 ・公有水面の埋立て及び干拓 ・土地区画整理事業 ・流通業務団地造成事業 ・工業用地、住宅用地その他の宅地の造成 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された特別保護地区 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中海湖沼水質保全指定地域等 ○ 湖山池水質管理計画の対象地域 ○ 東郷池水質管理計画の対象地域
<ul style="list-style-type: none"> ・発電所(水力・火力・地熱) ・廃棄物焼却施設、し尿処理施設、廃棄物最終処分場 ・畜産団地造成事業 ・ゴルフ場又はスキー場、その他の運動・レジャー施設 ・工場等の設置 	<p>(規則による規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハマナス自生南限地帯 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中海湖沼水質保全指定地域等 ○ 湖山池水質管理計画の対象地域 ○ 東郷池水質管理計画の対象地域 ○ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法に規定する指定水域及び指定地域
<p>・発電所(太陽光)</p>		<p>○ 森林法第2条第1項に規定する森林</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・道路(4車線以上の新設・4車線以上の改築を除く) ・発電所(風力) ・岩石等採取事業 		<ul style="list-style-type: none"> ○ なし
<ul style="list-style-type: none"> ・条例別表第6号から第13号までに掲げる2以上の事業の種類を併せて行う事業 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 併せて行う事業の種類に応じ、それぞれの事業の対象とする地域